

法人設立のための ポイント解説

創業・ベンチャー支援センター埼玉
開業アドバイザー 北島 慎也

 創業・ベンチャー支援センター埼玉
Powered by  公益財団法人 埼玉県産業振興公社

1

自己紹介



氏名：北島慎也（きたじましんや）
所属：北島慎也税理士事務所 所長
合同会社きたじ経営診断所 代表社員
関東信越税理士会 会員
埼玉県中小企業診断協会 会員
創業・ベンチャー支援センター埼玉 開業AD
資格：税理士
中小企業診断士
FP2級、情報システム関連
経歴：元システムエンジニアの税理士・中小企業診断士。
2022年8月埼玉県大宮で独立開業。
法人の設立、経営診断、税務申告をワンストップで
提供できることが強み。
IT化・事業計画作成・補助金申請・早期経営改善計画
など多数の実績あり。

目次

1. 個人と法人の違い（これから創業する人向け）
2. 法人設立を決める判断基準（個人事業主向け）
3. 株式会社VS合同会社（法人の種類）
4. 法人設立のための準備・手続き
5. 法人決算や税務申告

1. 個人と法人の違い

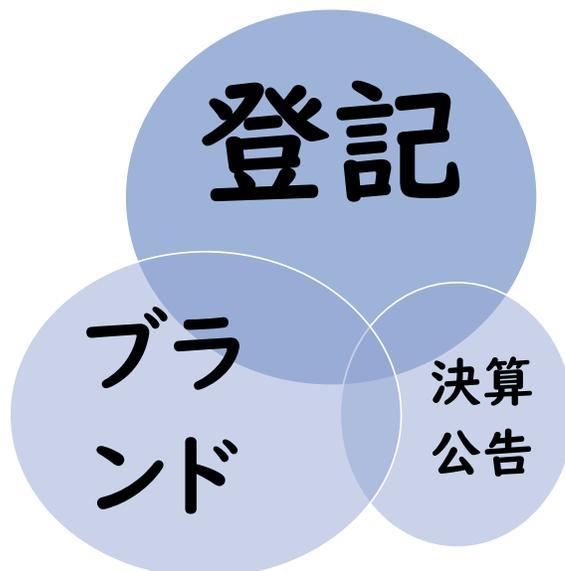
	個人事業主	法人
事業開始前までの手続・費用	○（少ない）	×（多い）
信用力	×（低い）	○（高い）
税金・経費	×（節税しにくい）	○（節税しやすい）
事業開始後の手続き	○（少ない）	×（多い）

法人の方が設立費用かかるが中長期的には事業が大きくなりやすい、個人は開業しやすいが法人と比べると事業が大きくなりにくい

1.1 事業開始までの手続き・費用

	個人事業主	法人
手続	なし	登記 法人設立届出書
届出（必要に応じて）	開業届 青色申告承認申請書	青色申告承認申請書 納期の特例申請書
コスト	0円～	100,000円～

1.2 信用力（法人が信用力のある理由）



1.3 税金や経費の範囲・違い

	個人事業主	法人
自分への給与	×(経費にならない)	○(経費になる)
家族への給与	△(要件あり)	○(経費になりやすい)
生命保険など	最大12万円	経費の上限なし
赤字の繰越	最大3年	最大7年
自分への社宅・日当	△(一部経費化)	○(経費になりやすい)

1.4 事業開始後の手続き

	個人事業主	法人
税務署等への届出	税務署	税務署+県市等
社会保険	5名未満任意	必須
銀行口座開設	既があれば不要	必須
株主総会・社員総会	不要	必須
決算公告	不要	必須

2. 法人設立を決める判断基準

- 営業利益（売上－経費）が700万円以上になったとき
- 信用力が欲しいとき
- 事業承継を視野に入れたとき
- 事業を大きくしたいとき

9

(公財) 埼玉県産業振興公社 本資料を許可なく転載・複製を禁じます。
© 2023 北島 慎也

2.1 営業利益が700万円以上になったとき

- 所得税：累進課税 VS 法人税：約30%（軽減税率あり）
- 青色申告特別控除 VS 給与所得控除
- 国民健康保険（年金） VS 社会保険料

	個人	法人①		法人②		法人③		法人④	
		法人	役員報酬	法人	役員報酬	法人	役員報酬	法人	役員報酬
営業利益	7,000,000	7,000,000	0	0	7,000,000	1,000,000	6,000,000	3,000,000	4,000,000
青色申告特別控除 給与所得控除	650,000	0	0	0	1,800,000	0	1,640,000	0	1,240,000
社会保険料控除	969,640	138,000	138,000	1,080,000	1,080,000	912,000	912,000	624,000	624,000
基礎控除	480,000	0	480,000	0	480,000	0	480,000	0	480,000
課税所得	4,900,000	6,862,000	0	-1,080,000	3,640,000	88,000	2,968,000	2,376,000	1,656,000
税金合計①	1,363,600	1,676,500	5,000	70,000	678,300	89,400	507,600	601,600	257,500
税金+社保合計②	2,333,240	1,957,500		2,908,300		2,421,000		2,107,100	

※税金合計は事業税・住民税など地方税含んだ概算金額
※社会保険料も40歳をベースに計算。概算金額

役員報酬と法人利益のバランスが重要

10

(公財) 埼玉県産業振興公社 本資料を許可なく転載・複製を禁じます。
© 2023 北島 慎也

2.2 信用力がほしいとき

- 資金調達の実必要性があるとき
- 新規顧客を獲得するとき
- 従業員の採用をしたい場合

2.3 事業承継を視野に入れたとき

⚡ 事業承継は所得税、贈与税、相続税など税金の発生可能性大

⚡ 事業が大きくなればなるほど税金が増える可能性大

⚡ 承継資産が多ければ多いほど移転手続きが大変

◎ 法人化すれば株の移動のみで事業承継が可能に

税額が大きくなる前に法人に移してしまおう！！

2.4 事業を大きくしたいとき

法人は設立も、清算（解散）も多くの手続きと費用が必要です。

・覚悟をもって事業に臨みたい人

・事業を大きくして売上や利益を伸ばしたい人

は法人化を検討してみてください！！

3. 法人の種類

1. 株式会社	2. 合同会社	3. 合資会社	4. 合併会社		
5. 協同組合	6. 管理組合	7. 互助会			
8. 一般財団法人	9. 公益財団法人	10. 一般社団法人	11. 公益社団法人	12. NPO法人	13. 宗教法人
14. 地方公共団体	15. 独立行政法人	16. 特殊法人			

3. 株式会社VS合同会社

	合同会社	株式会社
コスト	安い	高い
信用力	低い	高い
所有と経営の分離	所有と経営が一体	所有と経営が分離

**1人でこじんまり経営をしていく予定なら合同会社、それ以外なら株式会社
友人同士で創業する場合や家族経営をする場合は合同会社はおススメしない。**

3.1 コスト

	合同会社	株式会社
コスト※1	10万円～	22万円～
定款印紙代※2	(4万円)	(4万円)
定款認証	(0円)	(約3万円～)
登録免許税※2	(6万円～)	(15万円～)

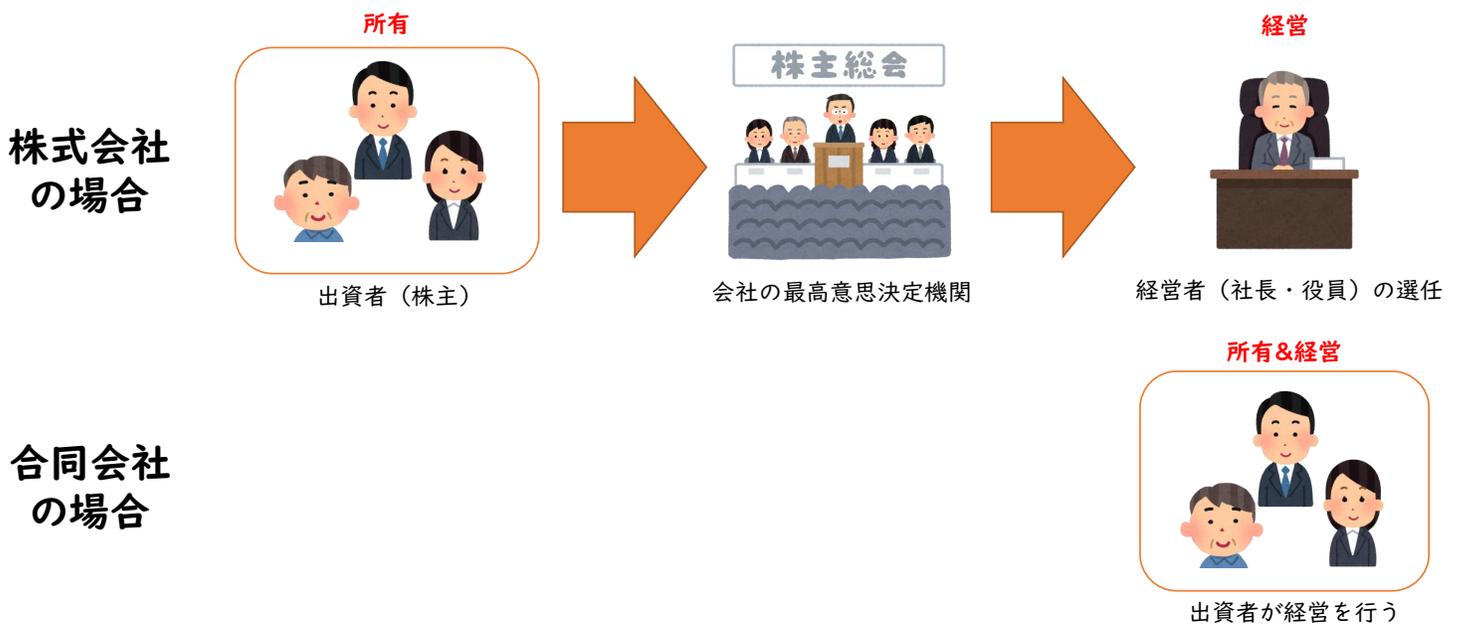
※1 司法書士などの専門家費用は除く

※2 **特定創業支援等事業などの制度活用で安くすることが可能**

3.2 信用力

	合同会社	株式会社
信用力	相対的に低い	相対的に高い
決算公告義務	無し	有り
上場可否	不可	可能
定款認証	不要	必要
認知度	低い	高い

3.3 所有と経営の分離①



3.3 所有と経営の分離②

	合同会社	株式会社
意思決定の速さ	早い	遅い
役員(社員)就任	手間	容易
役員(社員)任期	なし	最長10年
<u>議決権</u>	<u>対等</u>	<u>所有株式次第</u>

議決権が出資割合に関係なく平等なので、社員間で対立すると意思決定が滞ってしまったり、結託され会社が乗っ取られてしまうリスクがある。

4. 法人設立のための準備・手続き

事前準備

- ・名称、本店所在地、目的、資本金、事業年度、発起人など
- ・特定創業支援等事業の認定
- ・代表印などの印鑑作成、資金調達方法の検討

定款作成・認証

- ・合同会社の場合認証は不要
- ・発起人の口座へ資本金の払込

登記

- ・登記書類の作成
- ・特定創業支援等事業の認定で登録免許税が半額

各種届出

- ・税務関係、社会保険、労働保険など
- ・融資の申し込み
- ・法人口座の作成

4.1 事前準備

資本金

- ・1円から設定可能だが法人のメリットである信用力を活かさない。かと言って1000万円以上だと税金的に不利になるケースもある。(国税の統計だと200万~500万がボリュームゾーン)
- ・登記までに資本金を準備する必要があるため早めの資金確保を!

特定創業支援等事業の認定

- ・法人設立時の登録免許税が半額になる!(株式会社の場合15万円⇒7.5万円)
- ・1か月以上の期間をかけて経営・財務・販路開拓・人材育成の知識の取得が必要
- ・市町村に申請してから認定が下りるまで数週間かかる

資金計画

- ・自己資金のみで事業を運営するか、融資を受けるか検討する。融資を受ける場合は創業計画書を策定する。

4.2 定款作成(定款認証)①

定款は法人の設計図みたいなもの
これがないと法人設立できない。

以下の項目を記載することになる。

- ・絶対的記載事項
- ・相対的記載事項
- ・任意的記載事項

株式会社の場合、作成した定款が法的に正しいか第三者の認証を受ける必要がある。

定款

第1章 総則

- (商号)
第1条 当社は、合同会社 [] と称する。
- (目的)
第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。
- (1) 中小企業者等に対する経営診断、経営相談、経営支援事業
 - (2) 創業予定者に対する創業支援事業
 - (3) 中小企業等発展のための各種調査研究、情報提供事業、研修事業
 - (4) 前各号に附帯関連する一切の事業
- (本店所在地)
第3条 当社は、本店を埼玉県 [] に置く。
- (公告方法)
第4条 当社の公告は官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び出資

- (社員及び出資)
第5条 当社の社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。
- 金 [] 円
埼玉県 []
有限責任社員 []

第3章 業務執行権及び代表権

4.2 定款作成(定款認証)②

殊生のかんたん 会社設立



法人設立が質問に答えていくだけで簡単にできてしまうサービスが提供されているためこれらを活用するのがおススメ!!

Money Forward クラウド会社設立

専門知識不要

フォームに入力するだけで必要書類を自動で作成

サービス利用料 ¥0

93.6%

無料で始める

23

(公財) 埼玉県産業振興公社 本資料を許可なく転載・複製を禁じます。
© 2023 北島 慎也

4.3 登記

株式会社と合同会社で若干異なるが以下のような書類が必要となる。

- ・設立登記申請書
- ・定款
- ・登録免許税納付用台紙
- ・発起人決定書
- ・代表取締役等の就任承諾書
- ・取締役の印鑑証明書
- ・印鑑届書
- ・資本金の払込証明書

先ほど紹介したサービスを使えば必要書類も自動で作成してくれるので楽

申請する際は、法務局に実際に行かないといけない。

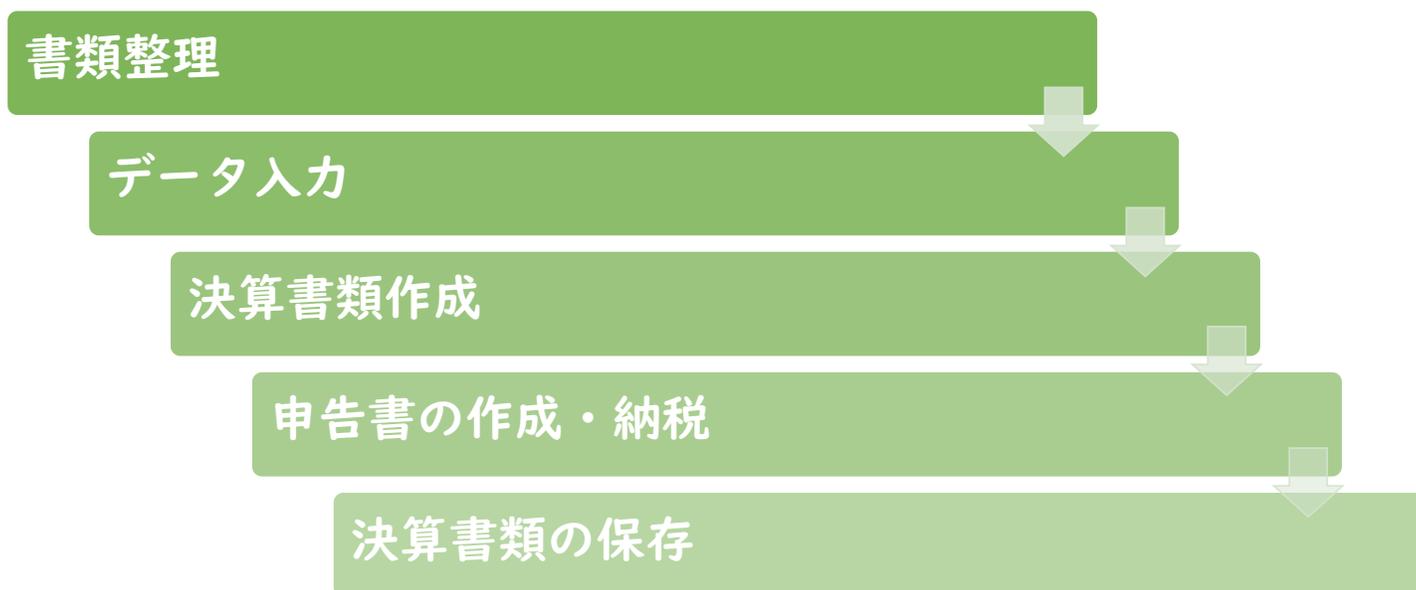
24

(公財) 埼玉県産業振興公社 本資料を許可なく転載・複製を禁じます。
© 2023 北島 慎也

4.4 各種届出

税務署	・法人設立届出書（定款添付）、青色申告承認申請書、給与支払事務所等の開設届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書、インボイス登録申請書
都道府県・市町村	・法人設立届出書（定款、登記簿謄本添付）
年金事務所	・新規適用届（謄本添付）、被保険者資格取得届、健康保険被扶養者届
労働基準監督署・ハローワーク	・労働保険関係成立届（謄本添付）、労働保険概算保険料申告書 ・雇用保険用事業所設置届（謄本添付）、雇用保険 被保険者資格取得届
金融機関	・法人名義の口座開設（謄本、定款、銀行印など） ・創業計画書（融資を受ける場合）

5. 法人決算や税務申告



5.1 書類整理

事業に関連する書類はすべて保管!

- ・売上の請求書
- ・仕入に関する請求書
- ・クレジットカード明細
- ・現金等の領収書
- ・預金口座の明細

法人口座はもちろんクレジットカードなども法人名義のものを作成したほうが良い。

個人経費と法人経費が混ざってしまうと決算時に苦勞するので明確に分けることがポイント。

5.2 データ入力・決算書作成①



会計ソフトの導入は強くお勧め!
インボイス・電帳法を意識すべき。

5.2 データ入力・決算書作成②

弥生会計

- ・ デスクトップ型の製品がある。（処理速度が速い）
- ・ プロ向け、会計の知識がある人だと取っ付きやすい

Free

- ・ 会計の知識が全くない人向け
- ・ クラウド製品

マネーフォワード

- ・ 会計の知識がある人向け
- ・ クラウド製品

5.3 申告書の作成・納税

確定申告で作成する書類

- ・ 決算書類
（貸借対照表）
（損益計算書）
（株主資本等変動計算書）
（個別注記表）
- ・ 法人税申告書（国）
- ・ 法人税申告書（都道府県）
- ・ 法人税申告書（市町村）
- ・ 消費税申告書
- ・ 勘定科目内訳明細書
- ・ 法人税事業概況説明書
など



税務申告可能なソフトは少ない。
費用がかかったり必要な書類が作成
出来なかったり十分ではない。

5.4 決算書類の保存

- ・ 領収書や決算関連書類を10年間（実務的には7年間）保存しないといけない
- ・ 保存は紙ベースが基本だが電子帳簿保存法推進により、電子保存が普及していくものと推察される。

個人の確定申告と比較して法人の確定申告は専門的知識が必要。毎年の税制改正で複雑化しているため法人の申告等は税理士に依頼してしまうことがお勧め。

まとめ

法人は設立も、清算（解散）も多くの手続きと費用が必要です。

- ・ 覚悟をもって事業に臨みたい人
- ・ 事業を大きくして売上や利益を伸ばしたい人

は是非法人化を検討してみてください！！

ご不明、ご不安など相談は北島までお問合せください！！